

経　　済　　統　　計　　学　　会

第 53 回（2009 年度）全国研究大会

報告要旨集

期間：2009 年 9 月 5 日（土）～9 月 6 日（日）

会場：北海学園大学 豊平キャンパス 国際会議場

日程

研究大会 9 月 5 日（土） 9:00～17:30

9 月 6 日（日） 9:30～16:30

会員総会 9 月 5 日（土） 13:00～13:50

懇親会 9 月 5 日（土） 18:15～19:45

経済統計学会北海道支部

北海学園大学経済学部内

〒062-8605 札幌市豊平区旭町 4-1-40

水野谷武志研究室

電話： 011-841-1161（内線 2739）

FAX： 011-824-7729（学部事務）

email： mizunoya@econ.hokkai-s-u.ac.jp

経済統計学会

第53回（2009年度）全国研究大会

報告要旨集

わが国政府統計の直面する諸課題と第一次統計基本計画

森 博美（法政大学）

はじめに

2009年3月13日、総務大臣が提出した「公的統計の整備に関する基本的な計画」（以下、基本計画）が閣議決定された。この基本計画は、1985、95年に統計審議会から提出された「（新）中長期構想」、さらには2005年の各府省統計主管部局長等会議の申し合せとしてまとめられた「新展開」と本質的に異なり、政策実施面での拘束力を持つ。

基本計画の取りまとめに際して学会や個人等から延べ131件の意見が寄せられたが、その大半は、個々の関心事項に関する計画原案の修正を求めたものである。本報告では、この基本計画が、果たして今次の統計改革における取組みに適合した内容となっているかどうかという観点からその検証を行い、今後本会が取り組むべき課題について検討する。

1. 今次の統計制度改革と新統計法

(a) 統計制度改革が目指したもの

戦後、わが国の統計制度は、分散型として再建された。その後の政治過程で分散性は一層強化され、わが国は世界的にも稀有な超分散型の統計制度となった。この間半世紀以上にわたり累積された分散型に起因するいわゆる制度疲労は、部分的手直しではもはや対処しえないものとなっていた。これを解決し、また欧米など世界の統計の動きに対する周回遅れの現状を解消し、次世代型の統計制度構築を目指すことが今次の統計制度改革の原点であったはずである。

統計制度改革検討委員会には、今や世界標準となっている「国民共通の情報基盤」という新たな統計観に基づき、その論理的、演繹的積み上げにより制度設計を行うことが求められた。その際の展開の方向づけを与えるのが、他でもない周回遅れの内実の的確な把握である。報告者自身、改革論議の過程で様々な論点提起を試みたものの、委員会全体として認識を共通化する状態には程遠く、結果的には若干の制度要素に関する頭出し的論点提起に留まった。

(b) 新統計法の特徴

本年4月から、新統計法（法律第53号）が全面施行された。わが国の政府統計の次世代型対応という点で報告者が最も注目するのは、旧統計法に較べ、法律の守備範囲の次元が著しく拡張されたことである。すなわち、調査実施の基盤としてのビジネス・フレーム、行政情報の統計への活用、それに調査票情報の二次利用といった一連の仕組みの導入がそれである。これらはいずれもより品質の高い統計の作成、利用の前提となるものである。ただ、一応条文化はされたものの、制度の詳細設計さらにはその具体化は、その後策定される基本計画に委ねられた。

わが国の現在の政府統計の危機は、単に個別統計の危機でもなければ個別官庁の統計の危機でもない。それは、分散型という制約の中で適切な組織的対応ができないまま今日に至った政府統計全体に共通する危機である。新統計法に盛り込まれた新たな制度要素は、いずれもわが国の政府統計を全体としてその周回遅れの解消に不可欠な要素である。

2. 第一次統計基本計画について

(1) 基本計画の位置づけの認識

今回の基本計画では、わが国の統計をめぐる環境、世界の統計の動向等を踏まえ、今後わが国がどう政府統計の21世紀対応を進めていくかの基本的姿勢が問われた。その意味では、単なる普通名詞としての基本計画にとどまらず、今後策定されるはずの第二次以降の基本計画の方向づけをも与える別格の基本計画であることが期待されていた。言い換えれば、統計委員会には、「強力な司令塔」として日本の公的統計のより具体的な将来展望を提示することが今回の基本計画では求められていた。このような視点から見た場合、われわれは、今回の基本計画の中に、統計の現段階についての歴史認識、欧州統計システム品質宣言を始めとする国際動向などを踏まえた周回遅れの内実の確認さらには打開方向についてのどのような共通認識を読み取ることができるであろうか。

(2) 拡大均衡を基調とする基本計画

今回の基本計画の基調は、依然として拡大均衡に期待した対処策となっている。それは、縮小する諸資源の中で拡大する質の高い統計を供給できるシステムをいかに設計するかという課題に正面から取り組む内容とは必ずしもなっていない。そこでは、単体的調査が依然として統計作成の中核的仕組みとして位置づけられており、調査によらない統計の確保・新統計の整備（リンクエージ）への道筋の暗示さえ認められない。調査の共通基盤として条文化されたはずのビジネス・フレームについても、単なる名簿整備機能程度にしか捉えられていない。さらに、基本計画には、個々の研究関心、個別府省の統計改善といった個別的関心からの課題が多く列挙されている。その結果、府省の枠を超えて all Japan 的に取り組むべき課題として共通に対処すべき事柄（フレーム整備、行政記録、プライバシー対応など）への踏み込みは他の論点などと比較しても希薄であり、将来に向けてどのような data policy で臨むかについての強い意思が読み取れない。この点については、統計個票情報の情報性格さらには現在が統計の歴史展開の中でどのような段階にあり将来がどう展望されるかといった視点の欠如が、周回遅れの実態を見えてくくしているように思われる。

(3) 取扱い面における著しい精粗

現段階で求められているのは、日本の統計の全体としての精度確保のための仕組みの構築に他ならない。それこそが今次の統計改革の本来目指していたものであったはずである。一次統計の精度改善なくして二次統計の推計精度の確保は期待できない。その点では、途上国も含めその整備がほぼ完了し、欧州を中心についでに第二世代型に向けての取り組みが進行中であるビジネス・フレームの構築こそが、何よりも待ったなしの課題であるはずである。しかし現実には、社会の情報基盤を事実上 SNA に収斂させ、SNA を唯一の統計体系としてそれを軸に統計の整備を図るというのが今回の基本計画の基調となっているようと思われる。このような個別統計的視点を止揚し、わが国の政府統計の改善にとって何が要請されているかを自覚し、その実現に向けた処方箋を書くことなしには、わが国の公的統計の将来は展望できない。

今回の答申で決定的に欠落している周回遅れの具体的内容の再度の検討とそれに照らしたわが国の制約条件の洗い直し作業の中から、自ずと第二次基本計画が取り組むべき諸課題が浮き彫りにされるであろう。今後に向けたどのような論点を提供することこそが、歴史的・国際的視点という他にない比較優位を有する本会が本来果たすべき社会貢献であるようと思われる。

[参考文献]

森博美(2008)「わが国における統計法制度の展開」『21世紀の統計科学 I』東大出版会

統計基本計画と地方統計 —利活用と活性化の方向—

菊地 進（立教大学）

はじめに

地方統計機構の抱える困難性については、『統計行政の新中・長期構想』（95年）、『統計行政の新たな展開方向』（03年）、『政府統計の構造改革』（05年）、『統計制度改革検討委員会報告』（06年）等においても指摘されてきた。調査環境の悪化が進む中、レジスターベースの統計の必要性が指摘されているが、当面はなお地方統計機構が実査を担う調査統計に依拠しなければならないところが大きい。

新統計法によれば、政府統計の地方集計のみならず、地方自治体作成の統計も公的統計と位置付けられ、地方自治体は、地域における「社会の情報基盤としての統計」の整備と利活用並びに提供に努めなければならない。

しかし、地方財政危機が一層深刻化し、県費による統計予算は削減の一途をたどり、職員の異動の激しさから、地方統計活動自体が危機的な様相を帯びてきている。新統計法下の「統計基本計画」では、第3章の「実査体制（統計専任職員等）の機能維持、国と地方の連携」において、現状と課題、取り組みの方向性をまとめているが、いまのところ「決め手がない」。

本報告では、多くの地方自治体（政策部門、統計主管部門）を実地に訪問してえられた知見をもとに、地方統計の利活用と活性化の方向を探ることにしたい。全国の地方自治体を見渡すと、個々には興味深い取り組みがなされていることも少なくなく、その理論化と普及、ならびに官学公の連携が模索されていくならば、政府統計の土台の崩壊を多少とも食い止め、見直しへの契機を生み出しうるというのが報告者の認識である。

I. 基本計画における地方統計機構・地方統計への言及

第3 公的統計の整備を推進するために必要な事項

別表 今後5年間に講すべき具体的施策

2 統計リソースの有効活用

(2) 実査体制（統計専任職員等）の機能維持、国と地方の連携（平成21年度から実施）

- ・地方公共団体を経由する必要がある調査の範囲を精査・見直しの実施（各府省）
- ・地方統計機構の業務量を極力平準化する調整（総務省）
- ・地方表章の充実の計画的推進。上乗せ調査（客体数、調査事項）の支援（各府省）
- ・専任費制度の基準単価、交付対象範囲等の運用の見直しの検討（総務省）平成22年度まで
- ・政策部門、人事・財政部門等に対し、所管する統計調査の具体的な利活用方策、統計の有用性等を周知することにより、地方統計機構が必要な人材を確保できるよう支援（総務省）
- ・統計調査環境に対応した統計調査員の役割の確定。処遇改善等の検討・実施（総務省）
- ・統計調査員の役割や社会的重要性の調査客体等への周知推進（総務省、関係府省）

II. 「地域経済活性化と統計の役割研究」プロジェクトでの調査を通じた認識

1. 地方自治体の現状

- ・社会経済状況の変化による地方財政の危機
- ・三位一体改革後の都道府県財政の削減

- ・「総人件費改革基本方針」、「行政改革推進法」に基づく地方公務員の削減
- ・PDCA サイクルに基づく行財政運営（計画とその進行管理、行政評価）
膨大な事務事業評価による疲労の蓄積（効果との見合い）
シンクタンク、コンサル委託予算の消滅→自ら考える

2.統計主管課の現状

- ・調査環境悪化による交付金を上回る実査負担
- ・県単予算事業（県費統計事業）の削減
- ・人員減とはやい人事異動 → 負のスパイラル（実査機能低下・利活用力低下の危険）
- ・統計・統計調査の位置づけ

4.地方統計の利活用と活性化の課題

- ・利活用の好例の紹介は必要だが、それで利用が活性化するとは考えられない。統計活用の組織的な仕組みとキーパーソンの存在が必要。
- ・統計主管課配属となつても、その後の異動が速く、統計力が必ずしも身につくものでない。
- ・個別部局での統計利活用が求められており、計画策定時に最も活発化するが、単年度の行政遂行の中では必ずしも蓄積されず、異動と共に成果が雲散霧消する状況にある。

5.地方統計の利活用と活性化の可能性

- ・財政難の進行により、シンクタンク依存ができなくなり、3～5年に1回の計画原案策定が府内職員自身の手によらなければならなくなっている。プラスの効果もある。
- ・責任感の自覚と地元の将来への危機意識から、職員自ら熱意をもって統計分析へ向かうことがある。
- ・その場合も、知事、市長、幹部の統計理解の中で初めて可能となる。
- ・計画策定時の統計利活用の成果がその後どう維持されるかが課題である。単年度の目標指標にもとづく地方行政運営では、計画策定時の統計利活用の成果が維持されない。
- ・こうした課題を克服するには、統計主管課をこえた全庁的な統計データ活用体制が必要となる。人員減、予算減の中で統計利用の活性化を図るには、こうした体制を考案する以外ない。

III.地方統計の利活用と活性化の方向

- ・「専任費制度の基準単価、交付対象範囲等の運用の見直しの検討（総務省）」
⇒見直しがどこまで進むかが一つのカギを握っているが、全庁的に統計利用の位置づけがなされなければ効果はない。
- ・「政策部門、人事・財政部門等に対し、所管する統計調査の具体的な利活用方策、統計の有用性等を周知することにより、地方統計機構が必要な人材を確保できるよう支援（総務省）」
⇒周知する内容が単に統計利用の好例の紹介というだけではほとんど効果がない。
- ・一定の統計力は地方行政の全職員に必要とされるようになっている。こうした認識の下に、全庁的・組織的な統計データ活用仕組みの構築が望まれる。事業主管課を含む地方行政のあり方、組織問題に踏み込んだ形で統計の利活用の必要性を提起することが不可欠となっている。そうでない限り地方統計活動の後退スパイラルは止められない。

新統計法といわゆる「基本計画」について

濱砂 敬郎（九州大学経済学研究院）

「周知のように、新統計法(2007年成立)によって統計委員会が設置され、統計政策の要となる『基本計画』が本年3月に決定された。新統計法と『基本計画』は、(1)政府統計の体系化のあり方(基幹統計と一般統計の関係等)、(2)統計主体(政府)と統計客体(企業・国民)の関係、および「統計主体」としての被調査者の権利義務、(3)中央政府と地方政府の関係等について多くの論点と課題を提起している。本報告では、そのような論点と課題について考察する。」(本年4月13日付の報告申込より,一部修正)

(1) 政府統計の体系化のあり方(基幹統計と一般統計の関係等)

新統計法は『基本計画』の内容を、政府統計全体の整備にかんして、「一 施策の基本的な方針、二 政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策、三 計画推進のための必要な事項」(第4条第2項)と規定し、『基本計画』も、それにそって第1章、第2章と第3章を設けている。また、基幹統計の重要性(第2条第4項)を公示し、「基幹統計に係る事項」は一般統計のそれと区別して『基本計画』に記載されること(第4条3項)が定められているから、『基本計画』第2章「総合的かつ計画的に講ずべき施策」は基幹統計を中心に述べられている。基幹統計にたいする総務大臣の指定権(第2条第4項)を定め、統計委員会の意見聴取(第7条第1項)を義務づける条文も、それと同根の政府統計全体の整備にかんする措置規定であろう。

『基本計画』第2章は「第1節 統計体系の根幹となる「基幹統計」の整備、第2節 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項、第3節 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項」から構成されている。第1節では、国勢調査、国民経済計算と経済センサスの重要性が述べられている他は、① 生産動態に関連する6つの統計の統合と1つの統計の廃止を除けば、既存の指定統計がそのまま基幹統計に移行することが、② 「新たに」、または「将来に」基幹統計として整備ないしは検討する統計が答申されている。前者①については、基幹統計として存続する56個の指定統計群を調査方法的に考察し、これまでの統計調査の基準型(調査員調査)が後退しつつある状況と進展しつつある新たな状況を分析する。後者②では、新しい基幹統計候補群と既存の承認・届出統計(新統計法では一般統計に移行)やその他の事業報告等との関連性(統計需要の承認・届出統計による分散的「先取り」等)が引き起こす基幹統計の指定権にかんする論点を検討する。

『基本計画』第2章第2節と第3節にあるビジネスレジスター整備の課題や新しい統計群の拡充についても、上述①と②と同様な問題点を考察する。

一般統計の新設と改廃には、総務大臣の承認事項(第19条)として、基幹統計の指定審査事項(第9条第2項と第3項)が準用され、その適合要件(第20条9項)として、二つの審査基準(調査の非重複性と技術的な合理性)が掲げられている。しかし、基幹統計と異なって、統計委員会の意見聴取はなく、承認のための審査では、調査内容・方法の調査目的にたいする必要・十分性(第2章第2節第1款基幹統計第10条第3項)が問われず、承認・届出統計群が抱えていた問題点は、

その是正措置が統計委員会と『基本計画』ではほとんど執られていないために、一般統計群にそのまま持ち越されている。承認統計群の問題点は早くから意識されてきたが、つぎのような指摘は、とくに承認統計群の特徴をよく捉えている。

「各省のセクショナリズムと機構全体自体の複雑さから生ずる混乱と重複は、官庁統計の相当な顕著な特徴である、統計調査について各省のいわゆる縄張りをとりのぞくことは困難であるばかりか、統計調査こそ各省の縄張りの第一線なのであって、これをまもることが他の行政分野における縄張りをまもるゆえんだ、という意識が各省間に支配しているように考えられる。」（美濃部亮吉・松川七郎編『統計調査総覧』(1956) 12 頁、および濱砂敬郎「統計調査体系論ノート」『経済学研究』54 卷 4・5 合併号(1988)参照）

このような戦後統計機構の形成・確立期に、分散型統計システムが政府統計の作成と利用に「無政府性」をもたらすことが、統計行政の中枢に位置する指導家の批判的な意識に登っていたことは注目すべきことである。さらに、統計システムの「無政府性」の拡大は、「統計主管部局の行う統計事業と、原局（一般の行財政部局・・・濱砂注）の行う統計事業とが、互いに足皮行的な進路をたどる」統計作成の「原局化」現象に進展する（工藤弘安「統計整備の現状と将来展望—統計制度の観点から一」『統計学』41 号(1981)2~3 頁）。

本報告では、統計作成の「原局化」現象が、『基本計画』の課題となっている制度的な課題（調査業務の民間委託化）や基幹統計群に看取されるような調査方法的な問題点と相まって、統計システムに及ぼす影響とその方向性を検討する。

（2）統計主体(政府)と統計客体(企業・国民)の関係、「統計主体」としての被調査者の権利義務

新統計法は、政府統計を「国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報」（第1条）と位置づけているが、国民の統計調査における権利義務関係を、回答（報告）と秘密保護について、調査主体（政府）側の権利（第13条第1項）と義務（第17条）として定めている。したがって、条文規定や『基本計画』をみるかぎり、国民は統計調査にたいする協力・理解を求められ、調査回答のデータ保護が保証される受動的な「統計客体」として位置づけられていることは旧統計法と変わりない。もちろん、国民が統計実践にたずさわる直接的な機会は非常に少ないから、国民の統計調査における権利内容を例示すると、つぎのような規定になろう。

「被調査者は、文書で、つぎのことについて通知を受けなければならぬ。

1. 調査の目的、種類および範囲、2. 統計の秘密保護、3. 申告義務の存在、ないしは申告義務の任意性、4.（補助標識と調査標識の・・報告者注）分離と抹消、5. 調査委託者の権利と義務、6. 申告回答にたいする拒否と抗告が遅延効果をもたないこと、7. 住所データ体を作成するための補助標識と調査標識、8. 連続番号と整理番号の意味と内容」（独連邦統計法第17条）

本報告では、政府統計の公共性（「社会の情報基盤」として公的統計）とこのような国民の統計主体として権利の観点から、新統計法と「公的統計」の課題を考察する。

（3）中央政府と地方政府の関係

とくにセンサス統計において基本的な役割を担っている地方政府の統計主体としての問題点を、上述（2）におけると同様な観点から考察したい（本報告に関連する資料は報告当日紹介する）。

ESSにおける統計品質論とその実践－日本の統計改革への示唆

伊藤陽一（法政大学日本統計研究所・客員研究員）

はじめに ESSにおける統計品質論の概念・実践での一応の完成。日本への示唆を検討。

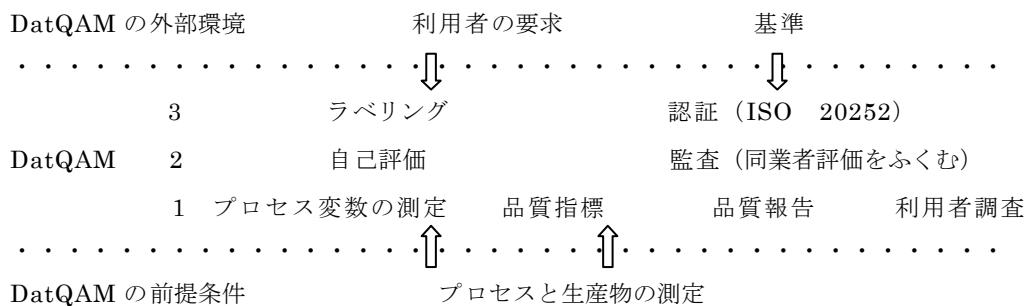
1 ESSの統計品質論の概念的全体像

- 1.1 原則（政府統計の基本原則、ESSの品質宣言）
- 1.2 統計品質評価枠組み（ヨーロッパ統計実践コード）
- 1.3 統計品質構成要素と品質評価指標
- 1.4 ESSの品質論の検討・評価

2 統計品質論の実践

2.1 実践の諸手段・道具の関係

データ品質評価方法（DatQAM）の地図（Eurostat(2007) *Handbook on Data Quality Assessment Methods and Tools* 図2に番号を挿入）



2.2 個別手段における前進

- (1) プロセス変数の測定 (2) 品質指標, (3) 品質報告, (4) 利用者調査, (5) 自己評価,
(6) 監査 (同業者評価をふくむ), (7) ラベリングと認証

3 ESSにおける品質論と実践の全体的検討

3.1 成果

- ①総合的枠組みの提起と総合的実践への取り組み ESSでの統計品質論は、全体的概念的装置をほぼ用意し終え、これを具体的に実践するためのガイドラインやハンドブックを用意し、更に自己評価や同業者評価を進めて、good practiceあるいはbest practiceをくみ上げ、それを全体的に普及させるというサイクルをすでに開始しつつある。
- ②統計品質論の概念的枠組みの提起 CoPの規定—政府統計原則の弱さを克服
- ③品質評価枠組みの提起
- ④実践の諸方法・道具の詳細な文書的提示
- ⑤実践的取り組み—自己評価と同業者評価による成果—good practice, best practice の汲み上げーと次の段階への取り組み

3.2 幾つかの問題点

- ①品質評価枠組みにおける幾つかの品質要素の外部化は妥当か—費用効率性を「組織的準備」

に置いている－，②品質構成要素の内容と分類は妥当か－適合性概念に曖昧さはないか－，
③品質指標は妥当か－数量的指標に限ることでの制約－，④実践における各国統計間の不均衡，
⑤ESS 統計の国際比較可能性の実現は－まだ十分とはいえない？

4 統計改革下の日本への示唆

- (1) 統計品質論への取り組みの本格化・意識の強化・計画 統計基本計画では統計品質への取り組みは 2009 年度に予定されている。国際的には統計品質は、1990 年代からの長い取り組み－原則の定着・枠組みの設定－品質要素の論議，2000 年代に入っての実践－を経て定着してきている。国際論議の機械的輸入ではなく，日本独自にどう進むべきかの国内論議を進めて，品質改善意識を全統計機関・統計活動に広げ，付け焼刃ではなく，日本なりの途を見出していく必要がある。(分散型，司令塔的機能の弱さ，「利用者本位」の見地・精神の不足・・・統計家の育成，日本の縦割り行政の弊害等をふまえて)。これらを急速に。おそらく第一期基本計画全期間での検討(学界をもふくめての研究・検討も要請されよう)と立案・実践へ移行を経て，第二期計画に及び，継続的改善を求められよう。全体的指針と同時に，統計職員教育，統計学教育，学界等での意識的推進も必要。
- (2) 諸原則→品質評価枠組みの設定－品質構成要素，品質指標の選択 ①原則。政府統計の基本原則の不足を補うために，国際原則，さらには ESS では品質宣言，CoP を，その他の統計先進国では，独自の原則を定めている。新統計法は品質原則を一定程度うたっているがなお不十分。日本での必要は？ 統計品質論の独自開発の過程で，品質枠組みと別個に，あるいは両方を兼ね備えて，日本にそくした原則が必要かもしれない。
② 品質評価枠組みと品質構成要素と品質指標の選択。国際的には，品質構成要素はかなり共通しつつ，枠組み，品質構成要素の配列・優先度設定，品質指標等に相違がある。この違いは収斂する方向にある。この動向をふまえて，日本独自に，どう設定していくか。
- (3) 品質論の実践 ①実践化へ向けての文書と計画。実践に向けての諸文書(ガイドライン，ハンドブック，諸書式)の作成と実施の年次計画
① 統計各機関での特に品質報告書の作成。主要統計調査の品質評価をふくむ立ち入った報告書の作成－これが逆に作成者の品質努力を刺激・促進する－が基本になる。その要点のサイトでの利用者に分かりやすい表示。(フィンランド，オーストラリア・・・)
② 自己評価－同業者評価の推進。自己評価にとどまるだけでは不足だろう。司令塔の責任のもとに，省庁横断的に同業者評価・第三者評価(外国の統計家をまじえて，あるいは国内の第三者をふくめた)を行い，good practice，best practice を迅速にくみ上げ，普及させることが必要だろう。
- (4) 利用者本位の徹底 ①ウェブでの品質提示，②利用者調査，③利用者との対話・協力関係。
- (5) 十分な資源と統計職員の参加意欲・研修
- (6) 統計生産者と研究界の交流・アジア・太平洋地域・国際的統計品質論議への合流
(以上は網羅的なので，当日の報告では論点をさらに絞る予定)

文献 伊藤陽一訳著(2009)「ESS における統計品質論と実践」『統計研究参考資料』No.102 (予定)
上記に示されている論文と文献参照

第 53 回 全 国 研 究 大 会 ・ プ ロ グ ラ ム 委 員

九州支部 西村 善博（大分大学）
九州支部 松川太一郎（鹿児島大学）
関西支部 小川 雅弘（大阪経済大学）
関東支部 福島 利夫（専修大学）
東北支部 深川 通寛（石巻専修大学）
北海道支部 木村 和範（北海学園大学）
北海道支部 水野谷武志（北海学園大学）[長]

経済統計学会 第 53 回（2009 年度）全国研究大会報告要旨集

2009 年 9 月 5 日発行

編集 経済統計学会北海道支部
発行者 経済統計学会長 木村和範

連絡先 経済統計学会北海道支部
〒062-8605 札幌市豊平区旭町 4-1-40
北海学園大学経済学部
水野谷武志研究室
電話：011-841-1161（代表）
FAX：011-824-7729（学部事務）
email：mizunoya@econ.hokkai-s-u.ac.jp

印刷 社会福祉法人 共友会 札幌福祉印刷
電話：011-667-7771
FAX：011-667-9750